

○農林水産省告示第五百六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百五十三条第六号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める年数を次のように定める。

平成三十一年三月八日

農林水産大臣 吉川 貴盛

農業保険法施行規則第一百五十三条第六号の農林水産大臣が定める年数は、次の表の上欄に掲げる特定園芸施設の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

特定園芸施設の区分		年数
ガラス室Ⅰ類	プラスチックハウスⅠ類	十三年
プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が右に掲げる区分に類するもの		
ガラス室Ⅱ類	プラスチックハウスⅢ類	三十五年

プラスチックハウスⅣ類甲	二十五 年
プラスチックハウスⅣ類乙	
プラスチックハウスⅤ類	
プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が右に掲げる区分に類するもの	
プラスチックハウスⅦ類	
プラスチックハウスⅧ類	二十五 年
プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が右に掲げる区分に類するもの	

附 則

1 この告示は、平成三十一年九月一日から施行する。

2 この告示は、平成三十一年九月一日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任関係が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係につ

いては、なお従前の例による。